

屋台との共生のあり方研究会資料 (第2回)

日時：平成23年11月4日（金）10：00～

場所：福岡市役所15階講堂

説明内容

I アンケートの結果について

- ・ 市民アンケート結果
- ・ 観光客向けアンケート結果

II 屋台のルールについて

- ・ 現在のルールの内容
- ・ ルール遵守に向けた取組み
- ・ ルールの遵守状況
- ・ 屋台営業者の意識調査（ルール関係）
- ・ 現状と課題の検証

III 次回研究会について

I アンケート結果について

1. 市民アンケートについて

○アンケートの方法

【調査期間】

平成23年9月14日～平成23年9月28日

【調査対象】

福岡市内在住の20歳以上の男女

【抽出方法】

住民基本台帳及び外国人登録台帳から無作為抽出

【調査方法】

郵送

【抽出数】

4000件

【有効回収数】

1967件(回収率49.2%)

〈参考〉平成8年市民アンケート

【調査期間】

平成8年11月12日～平成8年11月30日

【調査対象】

福岡市在住の20歳以上の男女

【抽出方法】

住民基本台帳から無作為抽出

【調査方法】

郵送

【抽出数】

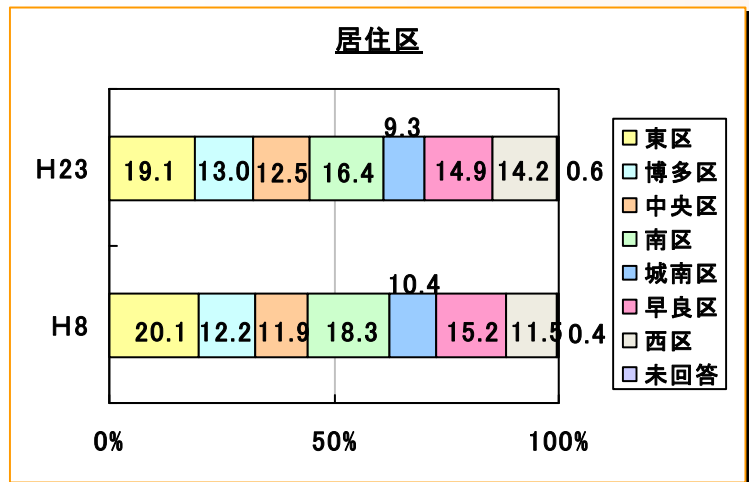
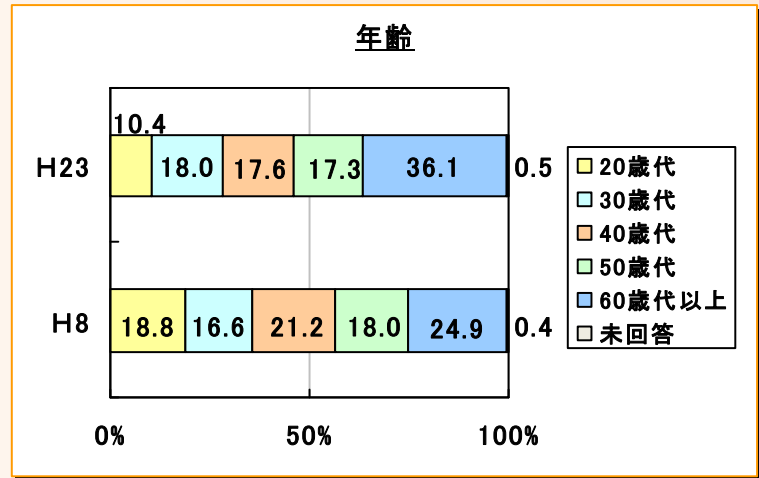
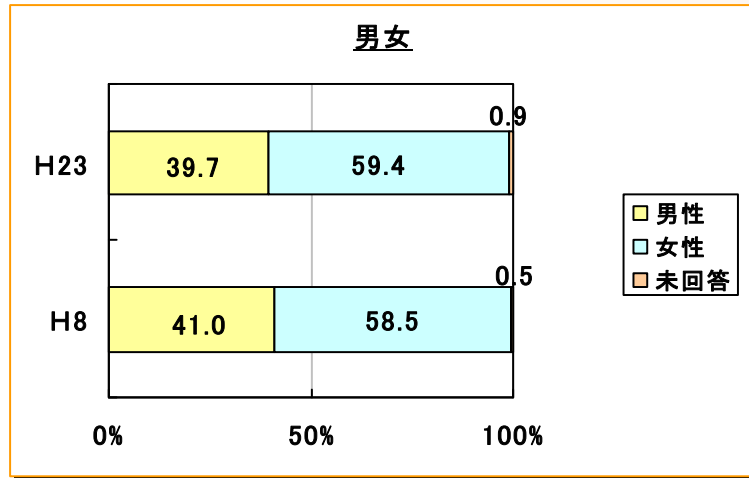
2000件

【有効回収数】

993件(回収率49.7%)

市民アンケート結果(15年前との比較)①

回答者の属性



〔男女別〕

比率について特に変化なし

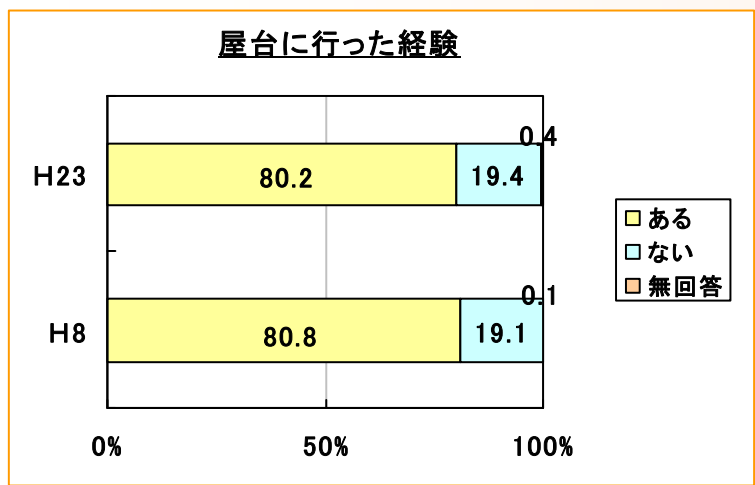
〔年齢別〕

20歳代が8.4%減, 60歳代以上が11.2%増

〔居住区別〕

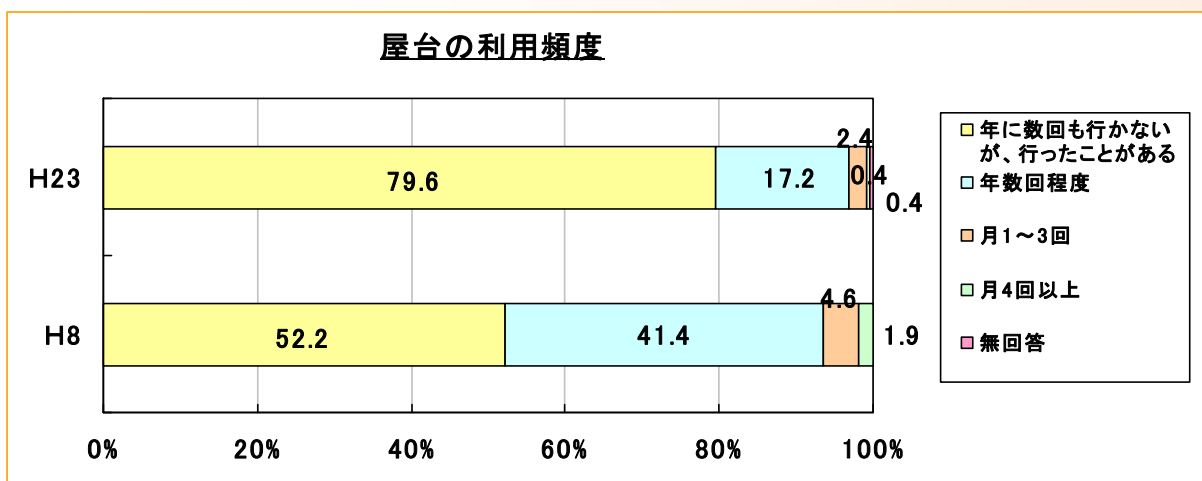
比率について特に変化なし

市民アンケート結果(15年前との比較)②



福岡市民の約8割が屋台に行ったことがある

福岡市民の屋台の利用頻度は減少



市民利用の減少

H8
47.9%

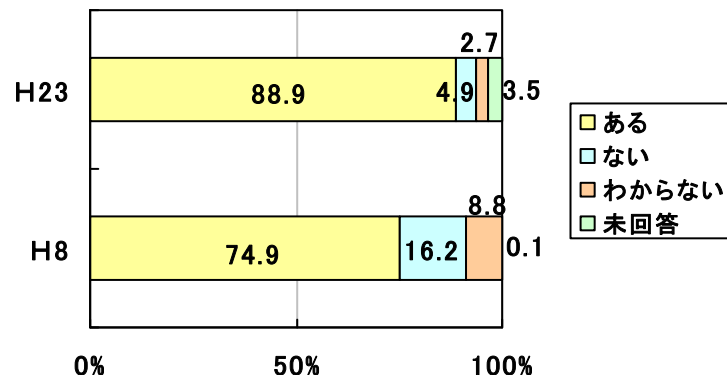


H23
20.0%

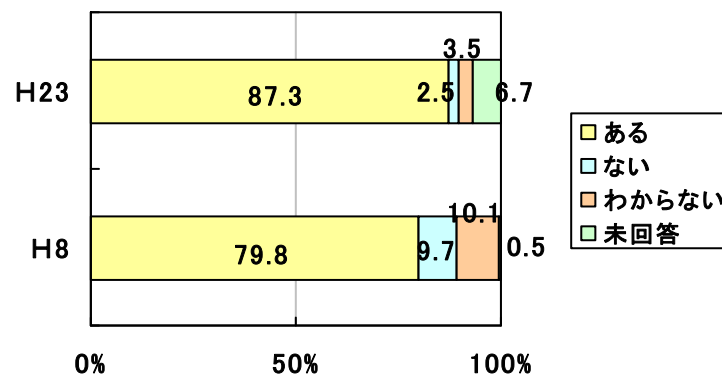
※年数回程度、月1〜3回、月4回以上と回答した割合の合計

市民アンケート結果(15年前との比較)③

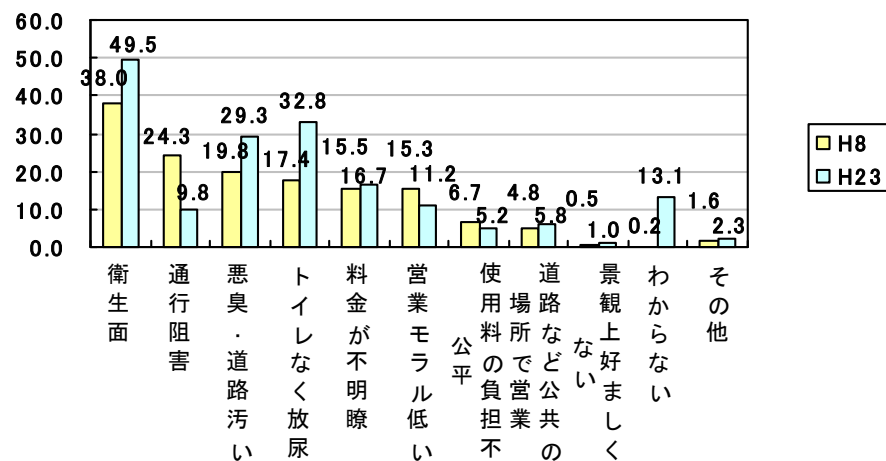
屋台の問題点



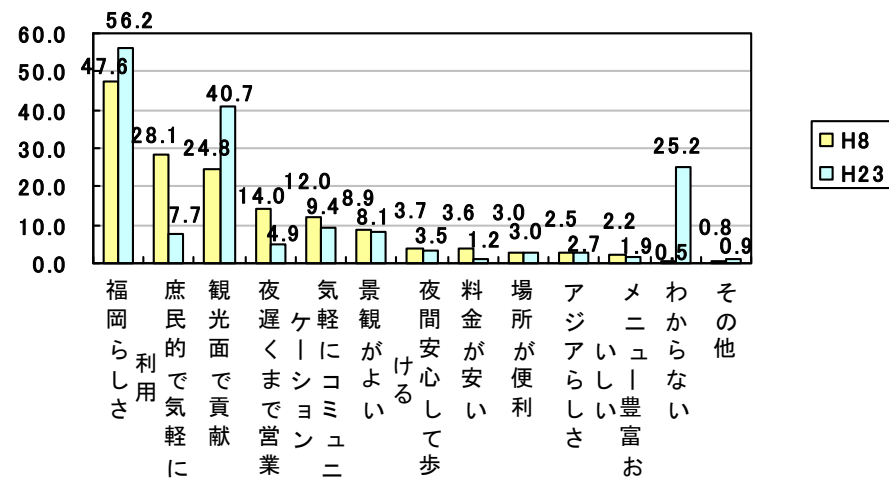
屋台の良い面



特に問題だと思うこと



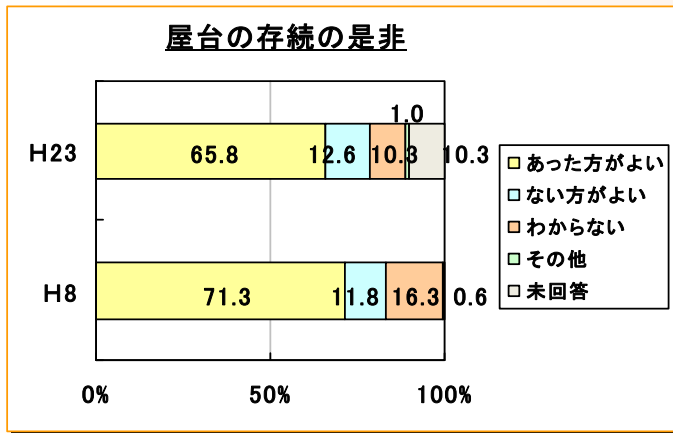
特に良い面



トイレや悪臭等衛生面の課題意識が増加
通行阻害は減少

福岡らしさ・観光面での貢献の割合が増加
庶民的で気軽に利用は減少

市民アンケート結果(15年前との比較)④

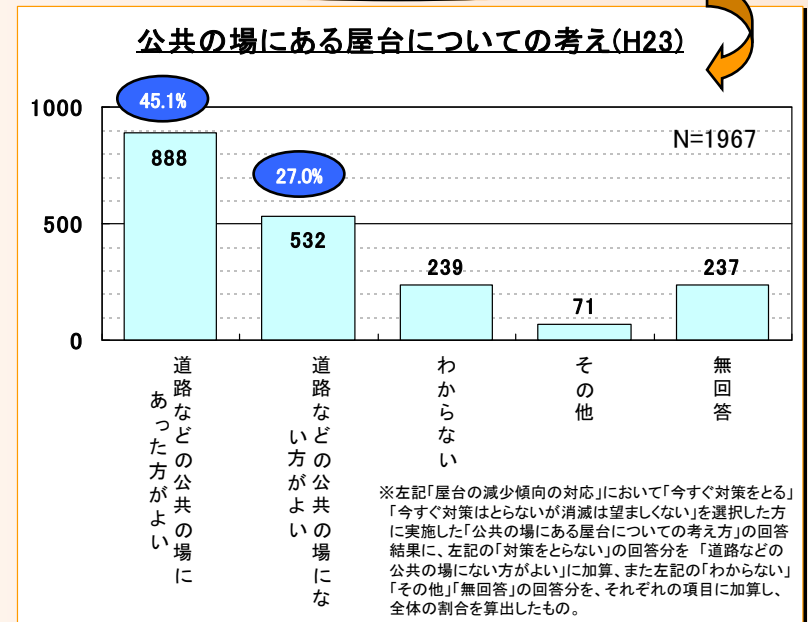
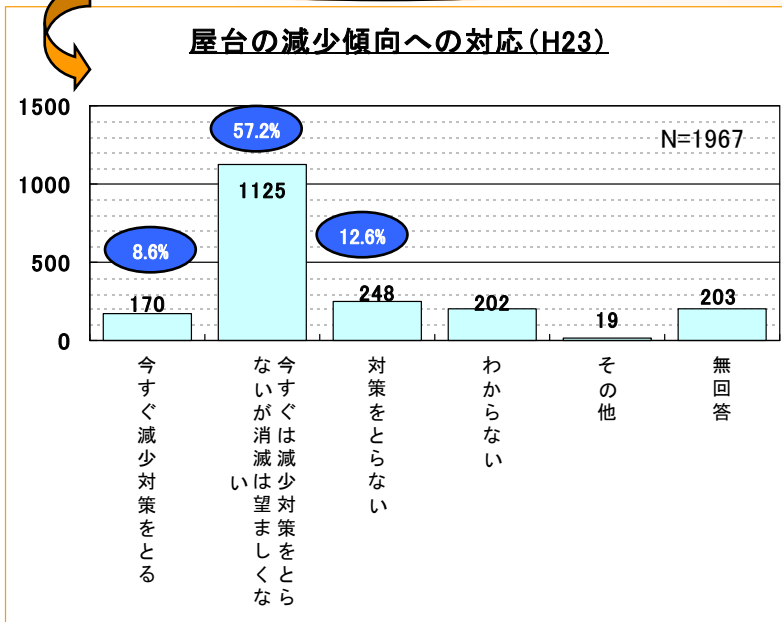


市民の65%以上は屋台の存続に肯定的

※あった方がよい→下記「屋台の減少傾向の対応」の項目において、「今すぐ対応をとる」と「今すぐは対策をとらないが消滅は望ましくない」と回答した割合の合計

今すぐ対策が必要と考える意見は多くないものの、屋台が将来なくなることは望ましくないと意見が多数

屋台が道路など公共の場にあることについて
賛成45%, 反対27%



2. 観光客アンケートについて

○アンケートの方法

【調査期間】

平成23年9月16日～平成23年9月27日

【調査対象】

福岡市内のホテル(22箇所)に宿泊された18歳以上の男女

【調査方法】

ホテルの協力によるアンケート用紙の配布回収

【有効回収数】

689件

〈参考〉平成8年観光客アンケート

【調査期間】

平成8年8月26日～平成8年10月3日

【調査対象】

福岡市市内のホテル(6箇所)に宿泊された
18歳以上の男女

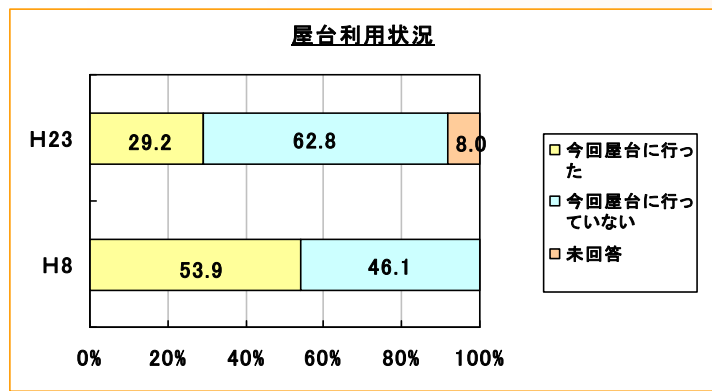
【調査方法】

ホテルの協力によるアンケート用紙の配布回収

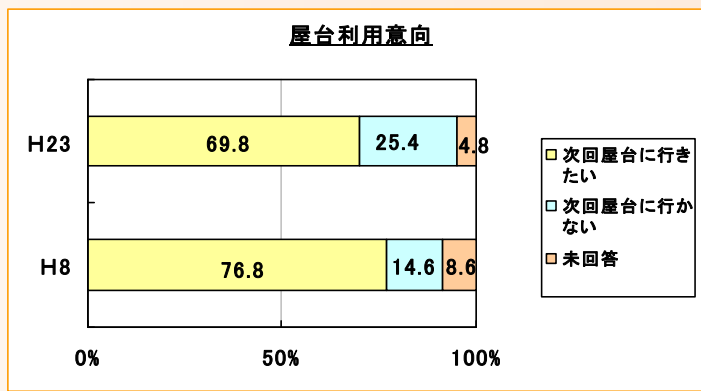
【有効回収数】

1609件

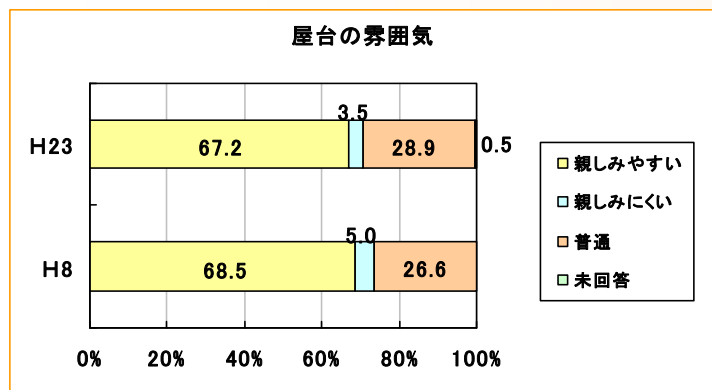
観光客アンケート結果(15年前との比較)①



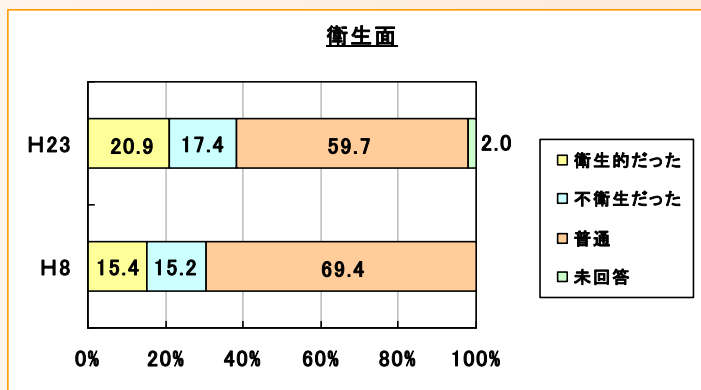
観光客の屋台利用割合減
53.9% → 29.2%



次回屋台に行きたい
→ 約7割



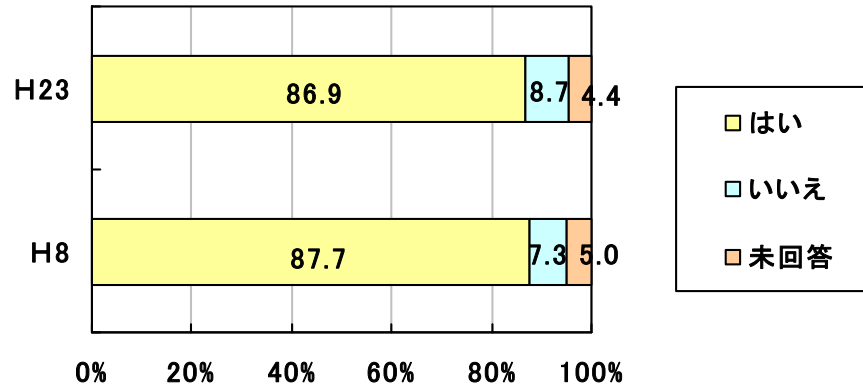
親しみやすい → 約7割



衛生面にそれほど問題を感じていない
→ 約8割

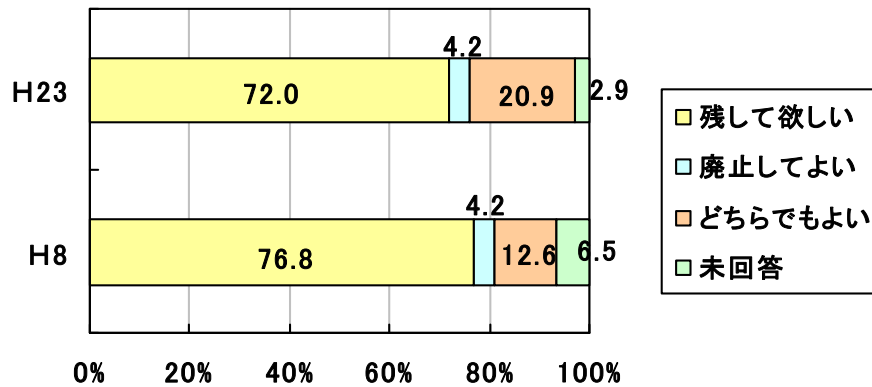
観光客アンケート結果(15年前との比較)②

福岡のイメージにあっているか



観光客の約9割
↓
屋台は福岡のイメージにあっている

屋台存続の賛否



観光客の約7割
↓
屋台は福岡に残って欲しい

3. アンケートから読み取れること

市民アンケート

- 市民があまり屋台に行かなくなっている傾向にある。
- 約9割の市民が、屋台にはいい面も問題点もあると感じている。
- 問題点としては、通行障害と考える住民は減少している一方で、トイレの問題や悪臭も含め、衛生面の課題を感じる市民が多い。
- いい面としては、福岡らしさや観光に貢献していると考える市民が多い。
- 屋台の減少に対して、今すぐ対策を講じる必要性は低いと考えているものの、65%以上の市民が将来消滅してしまうことは望んでいない。
- 道路などの公共の場にある方がよいという意見が多い傾向にある。

観光客アンケート

- 多くの観光客が、屋台に親しみやすさや福岡らしさを感じている。
- 利用割合は3割程度と前回と比較して減少していたが、次回は屋台に行きたいと考えている割合は7割程度であり、観光面で貢献している。
- 7割以上が、屋台は福岡に残って欲しいという意見。

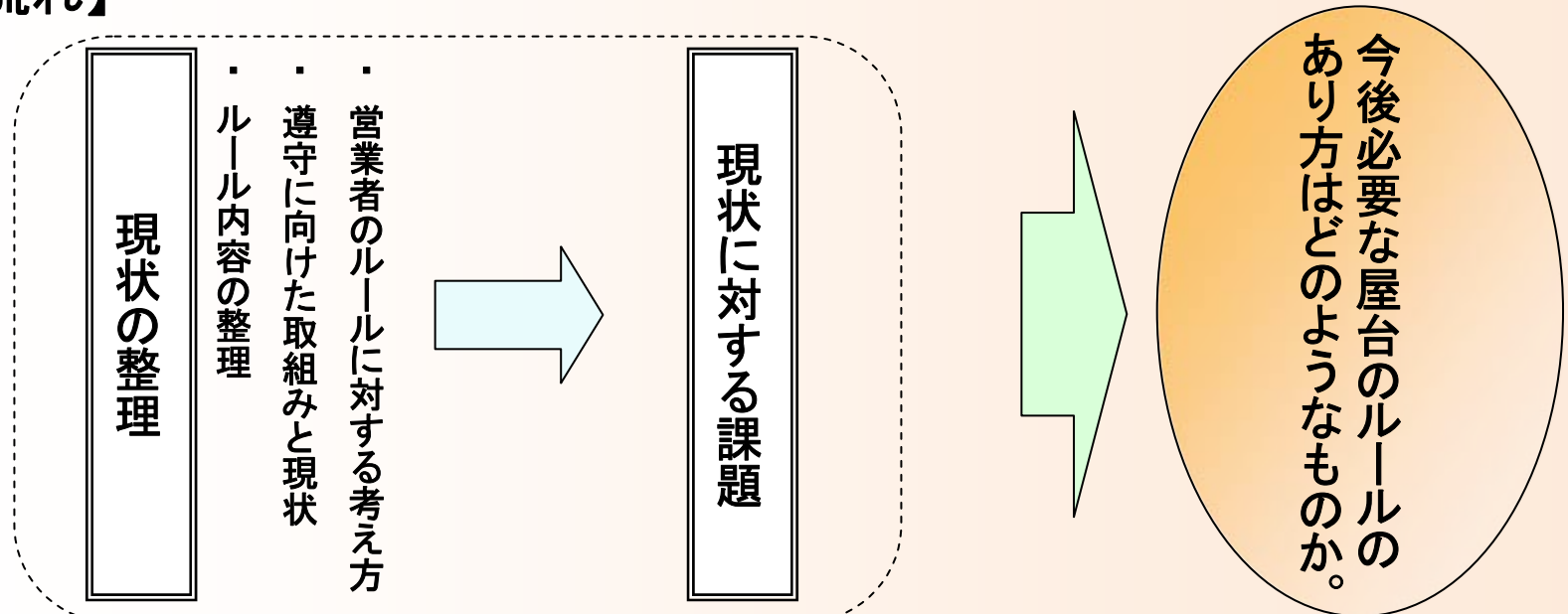
Ⅱ 屋台のルールについて

1. 検討の視点

◆前回研究会を受け、屋台営業の適正化に向けて、
ルールの整備(屋台指導要綱の制定)や周知・指導等の
取組みを行ってきたが、現状はどのようなになっているか。

- 屋台営業者は、定められたルールを守ってきたか。
- 行政は違反に対して、指導・処分を行ってきたか。
- 現在のルールに見直すべきところはないか。

【整理の流れ】



2. 現状と課題の整理

(1) 現状

屋台営業の適正化に向けて屋台組合や行政が取り組みを行ってきたものの、いまだ許可基準・条件や指導事項が遵守されていないものがある。

(2) 現状分析と課題認識

① 屋台営業者が主体的にルールを守る必要がある。

(考え方)

- ・ 遵守率が低い項目や特定の地区で遵守できていない項目があるが、関係法令や屋台指導要綱は、屋台が公共空間に存在するためのルールであり、それらは一義的には、営業者により自主的に守られるべきものである。

② 許可基準や条件などの違反に対し、行政の対応を見直す必要がある。

(考え方)

- ・ これまでも継続的に指導を行ってきたが、許可基準や条件違反について遵守率が低い項目があること、市民の9割近くが屋台営業に問題点があると感じていることを踏まえ、違反に対する行政の対応を見直す必要がある。
- ・ 限られた体制の下で深夜の時間帯の違反や現認が困難な事項など対応を考える必要がある。

③ ルール自体の見直しを検討する必要がある。

(考え方)

- ・ 処分の手続きや処分の対象となる事項の検討、また、現状を踏まえたルールの検討など、ルールそのものについて改めて見直しを行う必要がある。

2-1. ルール内容の整理

(1) 屋台の関係法令(必要な許可)

屋台営業を道路や公園で行うには、法令等に基づき、以下の許可が必要。
現在営業している屋台は、これらの許可を受けている。

(民有地などで行う場合には、道路や公園に関する許可は不要。)

区分		許可の名称	関係法令	許可権者
場所	道路	道路使用許可	道路交通法	所管警察署
		道路占用許可	道路法 (福岡市屋台指導要綱)	所管区役所
	公園	公園内行為許可	福岡市公園条例 (福岡市屋台指導要綱)	所管区役所
営業		営業許可	食品衛生法	所管保健所

- 
- これらの許可を受け、屋台は合法的に存在している
 - しかし、許可が継続されるには、それぞれの許可ごとのルールを守る必要
 - また、法令以外の守るべき内容として、屋台指導要綱がある

(2) ルールの内容(イメージ)

関係法令に基づく許可の基準、条件

- ・公共の場の適正な使用
- ・路幅の確保(路幅2m、視覚障がい者用ブロックから0.6m)
- ・営業時間
- ・「原則一代限り」
- ・食品の取り扱い(生もの禁止など)

など

その他屋台営業者への指導事項 (屋台指導要綱)

- ・水道等の環境整備
- ・営業者による営業
- ・料金の明示

など

違反への行政の対応

指導

処分

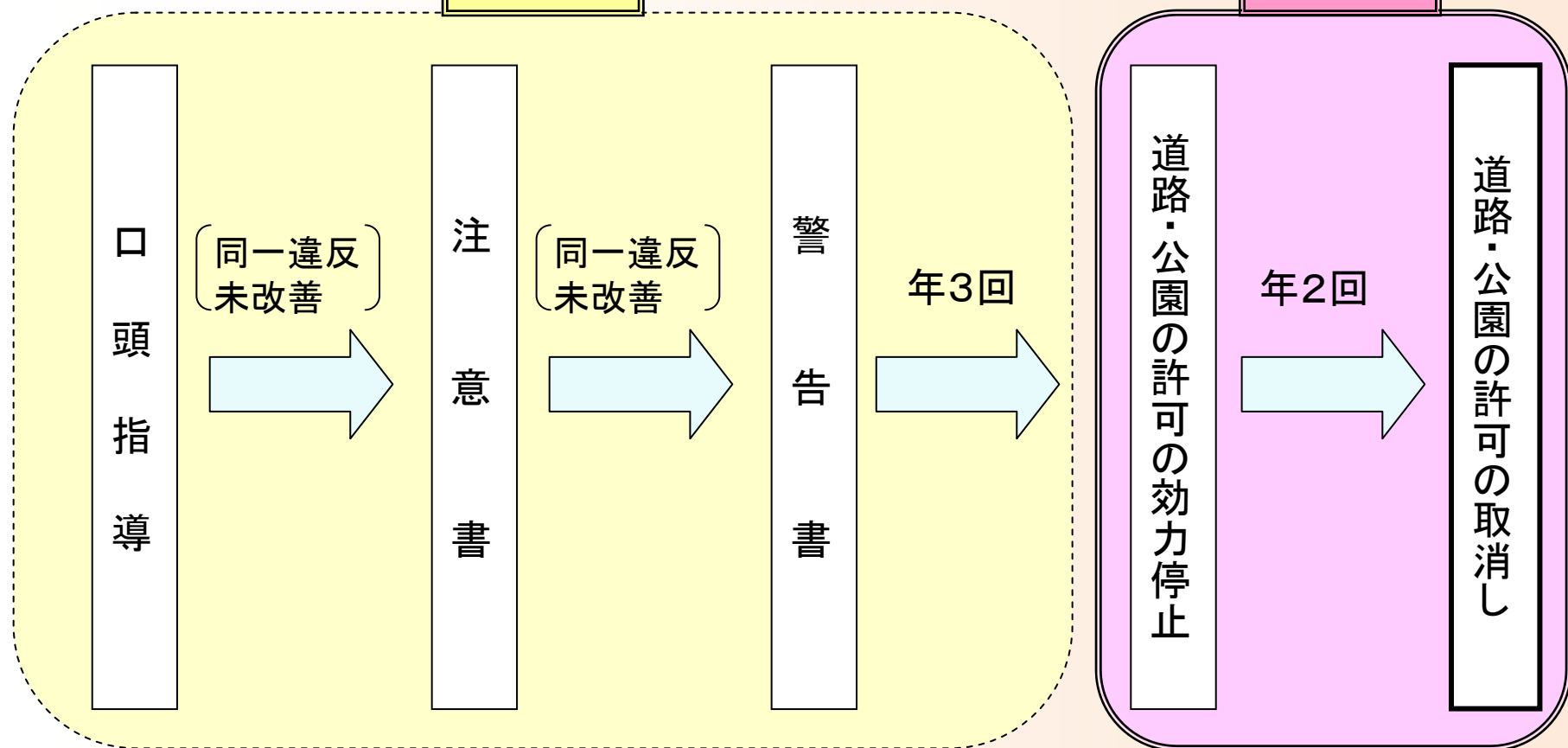
(許可停止・取消し等)

○許可の基準、条件や遵守事項は、許可ごとに異なり、行政の対応(指導・処分など)も異なる。

許可基準・条件に違反した場合の流れ(屋台指導要綱)

指 導

処 分



- 許可基準や条件違反の場合に処分の対象となる(指導事項違反は指導まで)。
- 屋台指導要綱等に基づき、文書指導がされた例はあるが、処分の例はない。
- 食品衛生法に基づく営業許可については、具体的な手続きは要綱に規定されておらず、処分までの指導の回数等の具体的な規定はないが、基本的な構造は同様。文書指導は近年もなされているが、処分は平成11年度以降はなされていない。

【参考】 許可の基本的な構造

許可前

1 許可されるための基準(許可の前提として満たさなくてはならない事項)

法律や条例に基づく許可の前提となる要件であり、これを満たさないと、そもそも許可がされないもの。

1の要件を満たせば・・・

許可後

許可

2 許可の条件(許可された後に守らなくてはならない事項)

許可自体は1を満たせばなされるが、法律や条例に基づき、許可が継続されるために必要な条件として、許可権者が附すもの。これに違反する場合には、指導の上、許可の停止や取消しが行われる場合がある。

1又は2に違反すれば・・・

指導の上、許可の停止・取消し等

3 指導事項(許可された後に遵守すべき事項)

1、2のような、法律や条例に基づく許可基準・条件とは別に、一般的に指導すべき事項として行政が位置づけるもの。これらの事項について、行政は指導を行うこととなる。

① 道路使用許可(道路交通法)

1 許可されるための基準(道路交通法77条)

- ・ 交通の妨害となるおそれがないこと(一定の条件の下でおそれがなくなる場合も含む)
 - ・ 交通の妨害となるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであること
- ※ 現在、方針として、屋台について原則新たな許可(新規参入)は認めていない。

2 許可の条件(道路交通法77条に基づき警察署長が付すもの)

- ・ 営業時間(設営・撤去を含む。)は、午後6時00分から午前4時00分まで。
- ・ 許可を受けた範囲外に、椅子、テーブル、器材(冷蔵庫等)などの物品を置かないこと。
- ・ 火災等や著しい交通渋滞の際に直ちに移動できるよう、屋台を道路に固定しないこと。
- ・ 屋台の看板類には、ネオンサイン、又は点滅式灯火等を使用しないこと。



違反の場合(道路交通法77条、119条)

○ 指導の上それでも改善しない場合等には、一定の手続きのもとで、

- ・ 許可の取り消し、効力停止
- ・ 施設の除去、移転等
- ・ 罰則(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

3 指導事項(県警の指導にあたっての指針)

- ・ 他人に名義を貸さないこと。
- ・ 材料運搬車両等を道路に放置しないこと。
- ・ 道路をき損又は汚損しないこと。
- ・ 営業中は、許可証を携帯すること。

② 道路占用許可(道路法)

1 許可されるための基準(道路法32条、33条、屋台指導要綱別表第2)

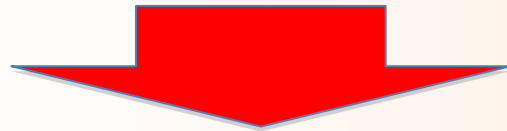
- ・ 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであること
- ・ 政令で定める基準に適合すること(路端等に設置することなど)
- ・ 路幅(路幅2m、視覚障がい者用ブロックから0.6m)を確保すること。
※ 再配置が完了していない屋台については適合しない場合がある。
- ・ 既に許可を受けた営業者であること(新規参入を認めない)

等

2 許可の条件(道路法87条に基づき道路管理者が附すもの、許可の内容)

- ・ 占用時間は、午後6時00分から午前4時00分まで。
- ・ 屋台の規格は2.5m×3.0mとし、範囲外に食材や器材を置かないこと。(許可内容)
- ・ 屋台の外観を清潔に保たなければならない。
- ・ 営業終了後、屋台や器材の放置や、ごみ、廃油等の道路への廃棄をしないこと。
- ・ 許可の承継は原則できないもの(原則一代限り)とすること。

等



違反の場合(道路法71条、屋台指導要綱)

- 指導の上それでも改善しない場合等には、一定の手続き(屋台指導要綱)のもとで、
- ・ 許可の取り消し、効力停止
 - ・ 施設の移転、除却等

3 指導事項(屋台指導要綱)

※ 別途記載

③ 公園内行為許可(福岡市公園条例)におけるルール

1 許可されるための基準(福岡市公園条例4条、屋台指導要綱別表第3)

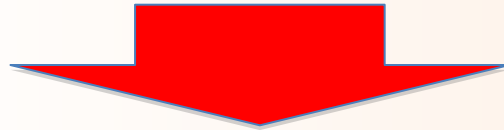
- ・ 公衆の公園の利用に支障を及ぼさないこと。
- ・ 公園の周辺の居住者等の迷惑とならないこと。
- ・ 他人に危害を及ぼしたり、公益を害する者でないこと。
- ・ 必要やむを得ない事由に基づく屋台営業であること。
- ・ 既に許可を受けた営業者であること(新規参入を認めない)

等

2 許可の条件(福岡市公園条例4条に基づき市長が付すもの)

- ・ 公園内の樹木、その他諸施設を損傷しないこと。
- ・ 損傷したときは、申請者の負担で現状に復旧すること。
- ・ 公園内の美観を損なわぬよう、利用後においては清掃・整頓に留意すること。
- ・ その他道路占用許可の条件と同様の事項(営業時間は午後4時から午前5時まで等)

等



違反の場合(福岡市公園条例22条)

○ 指導の上それでも改善しない場合には、一定の手続き(屋台指導要綱)のもとで、

- ・ 許可の取り消し、効力停止
- ・ 行為の中止、公園からの退去

3 指導事項(屋台指導要綱)

※ 別途記載

※ 屋台営業者の指導事項

(福岡市屋台指導要綱別表第1抜粋)

※ 許可の基準、条件になっているものは除く。

○ 屋台の設備等

- ・ 上下水道の設備の整備に努めること。
- ・ 電気及び上下水道の設備を適正に維持管理し、その使用に当たっては、歩行者等の安全な通行を妨げないこと。
- ・ 屋台の利用者等が利用するトイレの確保に自ら努めるとともに、屋台周辺における公衆トイレの整備に協力すること。

○ 屋台営業

- ・ 屋台営業は、屋台営業者が自ら行うこと。

○ 料金の明示

- ・ 飲食料金を利用者の見やすい場所に明示すること。
- ・ 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目については当日の料金を、複数の料金体系がある品目についてはそれぞれの料金を明示すること。

○ 廃棄物等の処理

- ・ ごみ、廃油等は事業系ごみとして自らの責任で適正に処理し、家庭系ごみとして処理しないこと。
- ・ 汚水は油脂分を除却したうえで処理し、除却した油脂分及び天ぷら等の廃油は、専門業者に引取りを依頼する等により適正に処理すること。

④ 営業許可(食品衛生法等)におけるルール

1 許可されるための基準(施設基準)(食品衛生法51条、52条、福岡県食品衛生法施行条例3条)

- ・ 供食前十分に加熱された食品を提供すること(生ものの禁止)
- ・ 腐敗しやすい食品などを取り扱う場合は、衛生的な冷蔵設備や温度計を備えること。
- ・ 器具類の洗浄を行うため、十分な容量の容器が2個以上備えてあること。
- ・ 飲用に適した水が相当量貯水できる有蓋で衛生的な容器があること。等

2 許可後の遵守事項(措置基準)(食品衛生法50条、福岡市食品衛生条例3条)

- ・ 施設や機器、食品等の衛生管理など、一般的に営業者が遵守しなくてはならない事項
- ・ 市長が指定した種類の食品以外のものは提供しないこと。
- ・ 下処理、調理、盛り付け、食器洗浄等の作業は、屋台内で行うこと。
- ・ 食肉類及び魚介類をさばくときは、屋台では行わないこと。



違反の場合(食品衛生法55条、56条、73条)

- 指導の上それでも改善しない場合には、一定の手続きのもとで、
 - ・ 許可の取り消し、効力停止
 - ・ 営業の全部又は一部の禁止
 - ・ 罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

3 指導事項(指導にあたっての方針)

- ・ 生ものの提供ができない旨のステッカーを店舗に貼ること。

2-2. 遵守に向けた取組みと現状

1 屋台営業者の取組み

- 屋台組合による指導、啓発
 - ・ 各屋台組合の衛生指導員が3ヶ月に1回19時～21時に実施
 - ・ その他任意の啓発など(別添資料参照)
- 組合員が集まる際のルール確認の実施(年2回)
- その他組合長や理事が集まる際のルール確認
- 屋台110番の設置

2 行政の取組み

- 担当部局による指導
道路・公園
 - ・ 屋台対策指導員(嘱託の非常勤職員)により週3回の巡回指導
 - ・ 苦情があった際や許可更新時の指導
- 保健所
 - ・ 保健福祉センターの食品衛生監視員による定期的な夜間監視
 - ・ 苦情があった際や許可更新時の指導
- 警察や国道事務所との合同指導(年8回程度を予定)
- 屋台営業者向け講習会の開催(年1回)
- 屋台モニター制度(平成13年度・14年度に実施。現在は行われていない)

○ ルールの遵守状況の調査

屋台が多い場所のイメージ

中央区

天神等地区



長浜地区



博多区

博多区その他地区 (他の3地区以外)



冷泉地区



清流公園地区



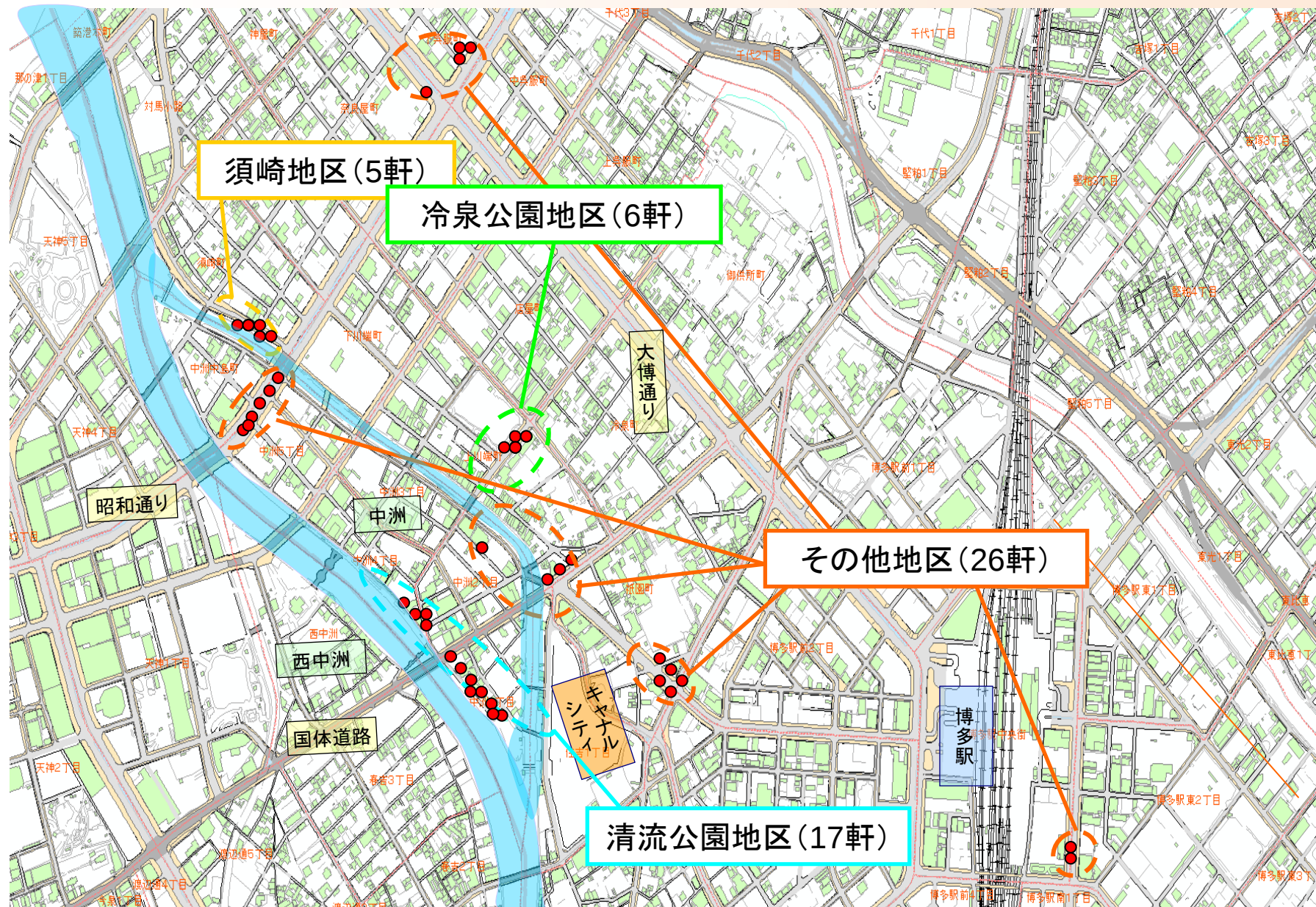
須崎地区



屋台の多い主な場所(中央区)



屋台の多い主な場所(博多区)



○ 道路・公園関係の遵守状況調査結果

7/21・29,10/11・13・18~21・25~27に実施
項目1と3の追加調査は10/25・26に実施

許可基準・条件関係

黄 : 遵守率70%未満

ピンク: 遵守率50%未満

設 問		対象数	○	×	備考	遵守率
1	設営開始時間は守られているか(公園16:00、道路18:00) ※ 17時半(公園15時半)実態調査	96	27	69	追加調査を実施	28.1%
2	屋台の規格(2.5m×3m)は守られているか (器材やクーラー、食品等は屋外にないか)	136	4	132		2.9%
3	屋台外営業はないか(テーブル等) 18時~実態調査	136	133	3		97.8%
	22時実態調査	96	85	11	追加調査を実施	90.4%
4	点字ブロックは阻害していないか (60cmの有効幅員確保)	120	117	3	(点字ブロックなし) 清流公園地域 16	97.5%
5	歩行者の通行阻害とはなっていないか	106	91	15	ほか再配置対象26軒	85.8%

指導事項関係

6	営業開始後に搬入車両等をそのまま駐車していないか(屋台付近、道路いずれも)	120	95	25	(屋台近くでの駐車) 清流公園地域 12台 ※ 所有者は確認できず	79.2%
7	廃水処理はきちんと行われているか(雨水桝流し込みはないか)	136	84	52		61.8%
8	料金表示はなされているか	136	136	0		100.0%

- ・ 調査は合同指導結果の集計であり、原則18時~20時(但し、別途調査が必要と考えられる項目は時間をずらして調査)
- ・ 7は違反が明らかな場合を除き口頭確認

○ 遵守項目の場所ごとの区分

黄 : 遵守率70%未満
 ピンク: 遵守率50%未満

調査項目 (道路・公園関係)		遵守率					
		中央区		博多区			
		天神等 (長浜以外)	長浜	右記 以外	清流 公園	冷泉	須崎
調査総数(総数135)		69	14	25	16	6	5
1	設営開始時間は守られているか(公園16:00～、道路18:00～) ※ 17時半(公園15時半)実態調査	41.2% (総数51)	0.0% (総数11)	42.9% (総数14)	0.0% (総数12)	0.0% (総数3)	0.0% (総数5)
2	屋台の規格(2.5m×3m)は守られているか (器材やクーラー、食品等は屋外にないか)	2.9%	0.0%	4.0%	6.3%	0.0%	0.0%
	【参考】 平均規格(器材等含む)	3.0×4.7	3.1×9.2	2.6×5.2	4.3×4.7	3.1×5.7	2.8×7.4
3	テーブル等による屋台外営業はないか 18時実態調査	98.6%	100.0%	96.0%	100.0%	100.0%	80.0%
	22時実態調査	98.0% (総数51)	90.9% (総数11)	92.9% (総数14)	33.3% (総数12)	100.0% (総数3)	100.0% (総数5)
4	点字ブロックは阻害していないか(60cmの有効幅員確保)	97.1%	100.0%	96.0%	点字ブロック なし	100.0%	100.0%
5	歩行者の通行阻害とはなっていないか	97.1%	再配置 対象	95.8% 再配置対象1軒	33.3% (総数12)	再配置 対象	再配置 対象
6	営業開始後に搬入車両等をそのまま駐車していないか (屋台付近、道路いずれも)	81.2%	85.7%	84.0%	近隣の駐車 12台	66.7%	20.0%
7	廃水処理はきちんと行われているか(雨水桝流し込みはないか)	71.0%	0.0%	52.0%	100.0% (口頭確認)	33.3%	60.0%
8	料金表示はなされているか	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

屋台規格の現状のイメージ例



○ 食品衛生関係の遵守状況調査結果

7/21・29,8/29・30,10/11・13に実施

許可基準・条件関係

- ・調査は合同指導結果の集計であり、18時～20時
- ・現認できないものは口頭確認による調査

項目		対象数	○	×	遵守率
1	取扱食品及び取扱条件以外の食品を提供していないか(メニューに掲示していないか)	124	115	9	92.7%
2	下処理、調理、盛り付け、食器洗浄等を屋台外で行っていないか	124	105	19	84.7%
3	食肉類及び魚介類のさばきを屋台内で行っていないか	124	124	0	100.0%
4	営業許可事項(シール)を屋台の見やすい場所に掲示しているか	124	107	17	86.3%
5	食品衛生責任者の氏名を屋台の見やすい場所に掲示しているか	124	104	20	83.9%
6	食器及び調理器具の洗浄、管理は適切か	124	124	0	100.0%
7	食品の取扱(保管等)は適切か	124	122	2	98.4%
8	上記以外の管理運営基準に違反していないか	124	120	4	96.8%
9	施設基準に違反していないか(消毒薬を備えた流水式手洗器、クーラーボックス・ネタケースの温度計、洗浄用容器2個以上等)	124	90	34	72.6%

指導事項関係

10	「生食提供禁止」ステッカーを屋台の見やすい場所に掲示しているか	124	119	5	96.0%
----	---------------------------------	-----	-----	---	-------

○ 遵守項目の場所ごとの区分

黄 : 遵守率70%未満
 ピンク: 遵守率50%未満

調査項目 (食品衛生関係)		遵守率					
		中央区		博多区			
		天神等 (長浜以外)	長浜	右記 以外	清流 公園	冷泉	須崎
調査総数(総数124)		60	13	24	16	6	5
1	取扱食品及び取扱条件以外の食品を提供していないか(メニューに掲示していないか)	88.3%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	80.0%
2	下処理、調理、盛り付け、食器洗浄等を屋台外で行っていないか	100.0%	0.0%	91.7%	87.5%	83.3%	80.0%
3	食肉類及び魚介類のさばきを屋台内で行っていないか	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4	営業許可事項(シール)を屋台の見やすい場所に掲示しているか	98.3%	23.1%	91.7%	81.3%	83.3%	100.0%
5	食品衛生責任者の氏名を屋台の見やすい場所に掲示しているか	90.0%	7.7%	91.7%	100.0%	100.0%	100.0%
6	食器及び調理器具の洗浄、管理は適切か	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
7	食品の取扱(保管等)は適切か	98.3%	100.0%	95.8%	100.0%	100.0%	100.0%
8	上記以外の管理運営基準に違反していないか	96.7%	84.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
9	施設基準に違反していないか(消毒薬を備えた流水式手洗器、クーラーボックス・ネタケースの温度計、洗浄用容器2個以上等)	78.3%	46.2%	70.8%	81.3%	50.0%	80.0%
10	「生食提供禁止」ステッカーを屋台の見やすい場所に掲示しているか	96.7%	84.6%	95.8%	100.0%	100.0%	100.0%

○ 指導結果以外に担当部局に寄せられる苦情など

○ 近隣のビルの管理者や固定店舗などから次のような苦情がある。

- ・ 規格外に置いた器材等によりビルの入り口をふさいだり、ビルの外壁を損傷・汚損している。
- ・ 側溝や歩道上などへの器材の放置やゴミの投棄、トイレの不案内などが見られる。

○ 排水処理が不十分なことによる悪臭や、排泄物などによる地域環境の阻害について苦情の声がある。

○ 屋台そのものが汚れていたり、老朽化している。

○ 生ものを出しているのではないか。

○ ぼったくりがある。(料金表示のないメニューがある場合がある。)

2-3 屋台営業者のルールに対する考え方

【調査期間】

平成23年10月12日(水)～10月20日(木)

【調査対象】

全屋台営業者(道路・公園、食品等の許可を受けている者)

【調査方法】

- ・ 3組合長にご協力いただき、各屋台に対する配布・回収
- ・ 東京大学大学院新領域創成科学研究科出口教授及び九州大学にご協力いただき、集計・整理

【対象総数】

155軒(休業中の屋台を含む)

【有効回収数】

107軒

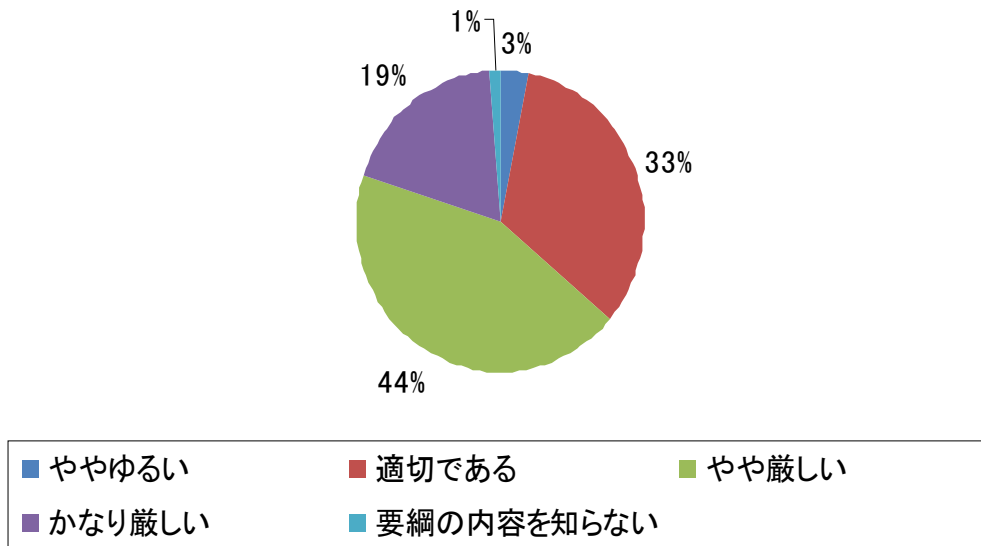
(参考)

集計にあたっての地区区分の考え方

中央区 天神等(中央区の長浜地区以外の地区)
長浜地区

博多区 下記地域以外(博多区の以下の地区以外の地区)
清流公園地区、冷泉地区、須崎地区

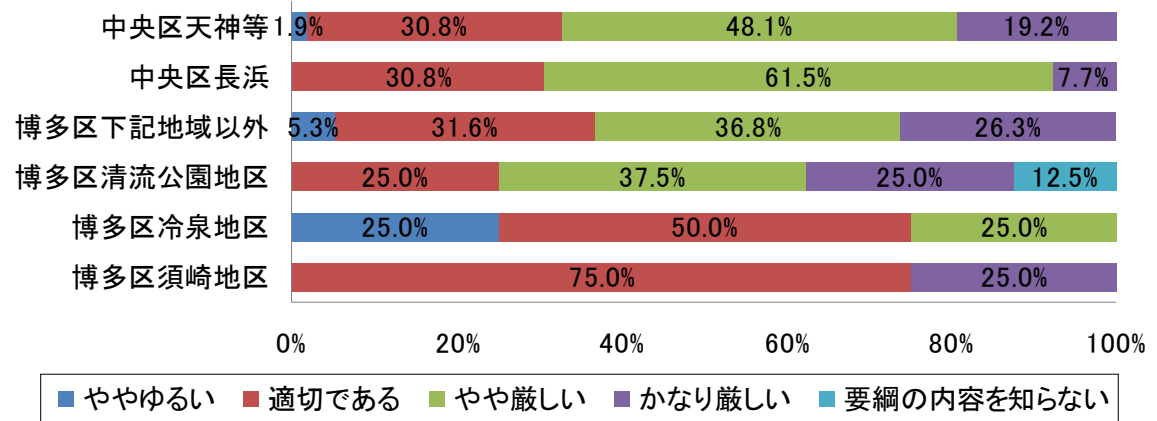
屋台指導要綱の規定について(全体)



地区別回答数

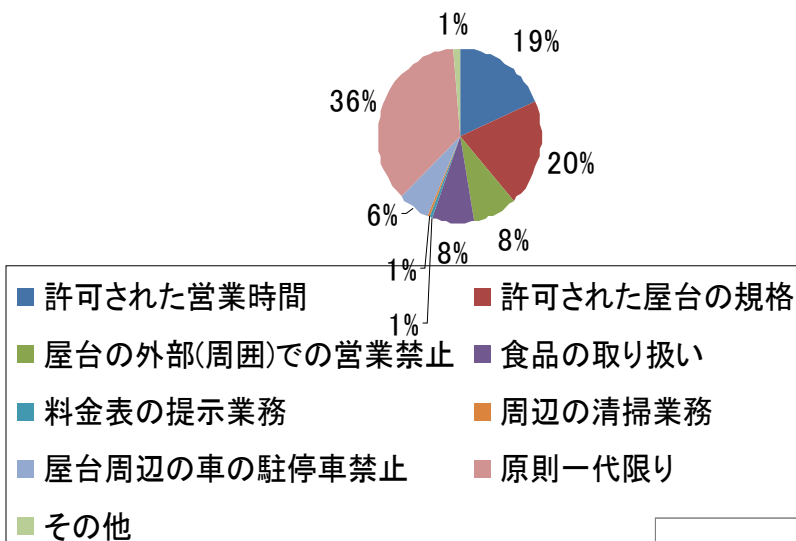
中央区	中央区天神等	52
	長浜	13
博多区	下記地域以外	19
	清流公園地区	8
	冷泉地区	4
	須崎地区	4
合計		100

屋台指導要綱の規定について(地区別)



- 約6割の営業者が、屋台指導要綱は厳しい・やや厳しいという所感を持っている。
- 地区別の差はそれほど顕著ではない。
- 一部屋台指導要綱の内容を知らない営業者もいる。

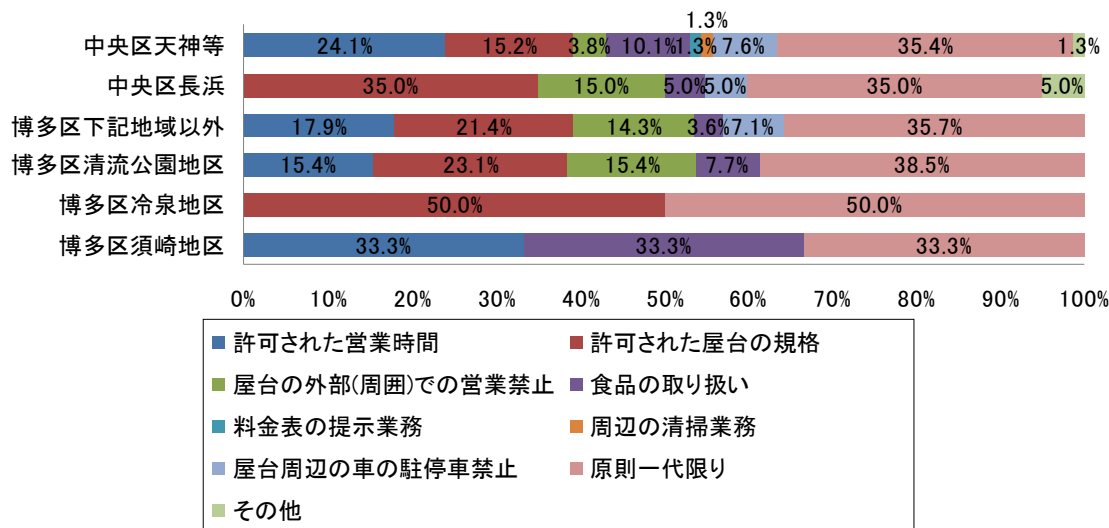
ルールの中で厳しいと感じる点(全体)



地区別回答数(複数回答可)

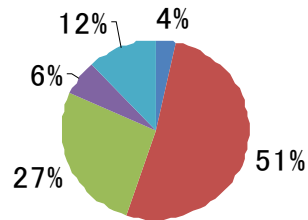
中央区	中央区天神等	79
	長浜	20
博多区	下記地域以外	28
	清流公園地区	13
	冷泉地区	2
	須崎地区	3
合計		145

ルールの中で厳しいと感じる点(地区別)



- 営業時間、屋台の規格、原則一代限りを厳しいと考えている営業者が多い。
- 地域ごとに厳しいと感じる点が異なり、天神や清流公園では比較的食品の取扱いを、長浜では屋台の規格を、それぞれ厳しいと考えている割合が高い。

考えられるルールを守らない理由（全体）

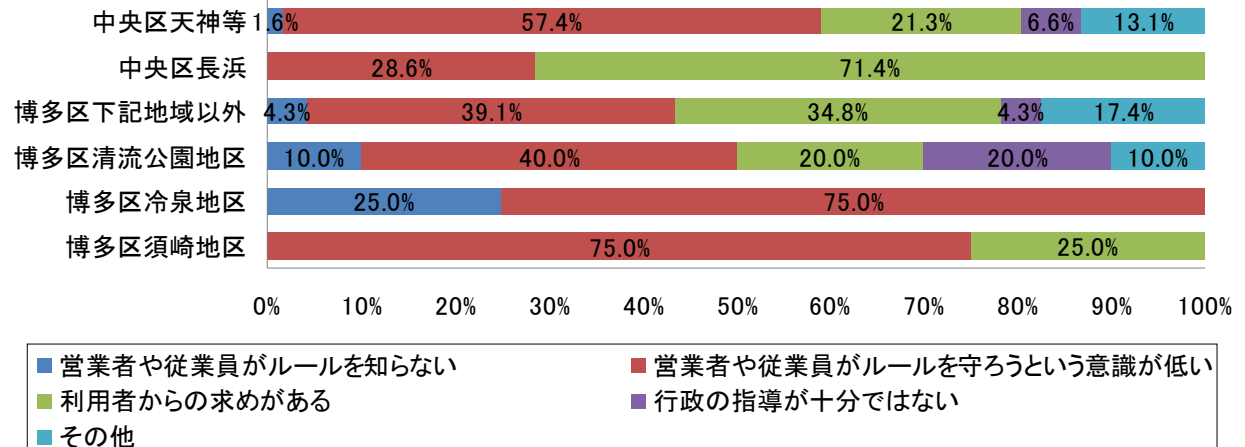


- 営業者や従業員がルールを知らない
- 営業者や従業員がルールを守ろうという意識が低い
- 利用者からの求めがある
- 行政の指導が十分ではない
- その他

地区別回答数（複数回答可）

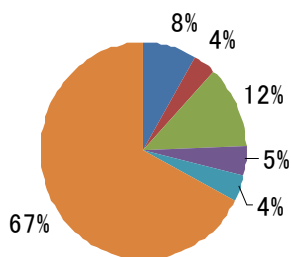
中央区	中央区天神等	61
	長浜	7
博多区	下記地域以外	23
	清流公園地区	10
	冷泉地区	4
	須崎地区	4
合計		109

考えられるルールを守らない理由（地区別）



- ルールを守ろうとする意識が低い、利用者から求めがある、という意見が多い。
 - ルールの不知や行政指導の不十分さを原因と考える屋台側の意見は多くない。
 - 長浜は利用者からの求め、清流公園は行政指導の不十分さを理由とする割合が高い。
- ※ ただし、他の項目と比較してこれら地区の回答数が低いことに留意が必要

地域住民とのやり取りに関して(全体)

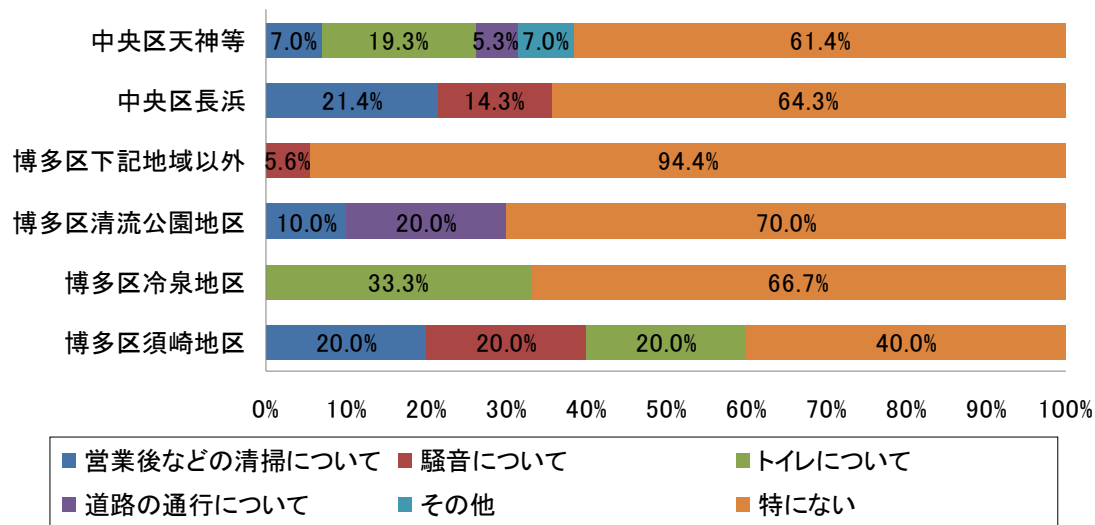


■ 営業後などの清掃について
 ■ 騒音について
■ トイレについて
 ■ 道路の通行について
■ その他
 ■ 特にな

地区別回答数

中央区	中央区天神等	57
	長浜	14
博多区	下記地域以外	18
	清流公園地区	10
	冷泉地区	3
	須崎地区	5
合計		107

地元住民とのやり取りに関して



- 地域住民と直接のやりとりがあることはそれほど多くない。
- 博多区その他地区(清流公園、冷泉、須崎以外の地区)は、やりとりがほとんどない。
- 天神等はトイレ、長浜は清掃・騒音、清流公園は通行についてやりとりが多い。

2-4. 遵守状況、営業者意識調査のまとめ

- ほとんどの屋台営業者が遵守できている項目がある一方で、許可基準や条件となっている項目について遵守がされていないものがある。遵守できていない理由として、営業者のモラルの低さや利用者からの求めを挙げる営業者が多い。
- 屋台設営開始時間や屋台の規格については、顕著に遵守率が低い。
これらについては、屋台営業者も厳しいと考えている割合が高い。
 - ・ 規格は、器材等を置くために横（道路に平行）幅を超過している場合が多い。
（屋台自体の規格は、概ね2.5m×3.0m程度が多い）
 - ・ 平均すると長浜地区や須崎地区は横幅をかなり超過している。
 - ・ 一方で、再配置などの取組みにより通行障害に対する市民の課題意識は減少しており、また、実際、天神等地区や博多区その他地区では十分な歩行幅員が確保され、営業時には必ずしも通行の障害とはなっていない屋台もある。
- 場所によって遵守状況や遵守率の低い事項が異なる。
 - ・ 天神等地区や博多区その他地区は比較的遵守率が高い。
 - ・ 長浜地区は排水処理や食品衛生関係の項目の遵守率が低い。
 - ・ 清流公園地区は、テーブル等の屋台外営業や駐車に関する遵守率が低い。
- 行政として、遵守できていないことに対する処分にまで至っていない。
 - ・ 常時監視が困難な中で屋台の自主的な遵守を求めてきたこと、指導により一時的には改善が見られる場合が多いことなどから、処分までは至っていない。
- 常時監視が困難な中で、チェックが難しい事項がある。
 - ・ 夜間のテーブル営業、ぼったくり、生ものの提供など

3. 現状と課題の整理

(1) 現状(再掲)

屋台営業の適正化に向けて屋台組合や行政が取り組みを行ってきたものの、いまだ許可基準・条件や指導事項が遵守されていないものがある。

(2) 現状分析と課題認識(再掲)

① 屋台営業者が主体的にルールを守る必要がある。

(考え方)

- ・ 遵守率が低い項目や特定の地区で遵守できていない項目があるが、関係法令や屋台指導要綱は、屋台が公共空間に存在するためのルールであり、それらは一義的には、営業者により自主的に守られるべきものである。

② 許可基準や条件などの違反に対し、行政の対応を見直す必要がある。

(考え方)

- ・ これまでも継続的に指導を行ってきたが、許可基準や条件違反について遵守率が低い項目があること、市民の9割近くが屋台営業に問題点があると感じていることを踏まえ、違反に対する行政の対応を見直す必要がある。
- ・ 限られた体制の下で深夜の時間帯の違反や現認が困難な事項など対応を考える必要がある。

③ ルール自体の見直しを検討する必要がある。

(考え方)

- ・ 処分の手続きや処分の対象となる事項の検討、また、現状を踏まえたルールの検討など、ルールそのものについて改めて見直しを行う必要がある。

(3) 課題に対する論点

① 屋台営業者が主体的にルールを守る必要がある。

- ・ ルールについて、屋台営業者・従業員の理解や、守ることに対する意識(モラル)向上にはどのような方策が考えられるか。
- ・ 屋台組合の役割強化など、自主的にルールを守るような仕組みはどのようなものが考えられるか。
- ・ 場所によって遵守状況が異なり、それぞれ地区ごとに遵守に取り組む必要がある。
- ・ 利用者側へのルール周知を行うことも必要。

② 許可基準や条件違反に対し、行政の対応を見直す必要がある。

- ・ 行政としては、改めて処分手続き等の整理を行い、恒常的・反復的に違反をする屋台に対して適切に処分を行うことや、指導結果(違反屋台)のネット公表など屋台営業者の自主的なルール遵守を更に促すための方策を検討する必要がある。
- ・ 指導が困難な深夜などの時間帯や現認が困難な事項のルール遵守を担保するために、どのような方策があるか。

③ ルール自体の見直しを検討する必要がある。

- ・ 処分手続きの見直しや処分が困難な指導事項への強制力の付与など、ルール自体について、営業の適正化に向けた検討を行う必要がある。
- ・ 通行障害になっていないような屋台の規格など、現在のルール設定を見直す余地はあるか。

Ⅲ 次回研究会について

次回研究会について

【日時】

平成23年11月18日（金）9：00～

【場所】

西日本新聞会館 国際Bホール

【概要（案）】

- ・ 屋台営業者向けアンケートの結果について
- ・ 再配置の現状、屋台の環境整備
- ・ 屋台の負担
- ・ 屋台モニター、優良屋台店制度